

高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱の改正の概要

1 趣旨

交付要綱が令和6年5月31日限りでその効力を失うが（公財）高知県遺族会は、収入を寄付金等に頼っており、また、会員の高齢化により会員の減少が続いている。

平成25年から公益財団法人に移行認定されて戦没者の慰霊・顕彰を行うとともに戦争の悲惨さと平和の大切さを後世に伝えるために英霊顕彰事業、広報啓発事業、遺族福祉向上事業を続けている。

今後も引き続き団体がこうした公益目的事業を実施するために助成が必要と認められるため交付要綱の効力を3年間延長する。

2 概要

附則に定める当該要綱の効力の期限を、令和6年5月31日から令和9年5月31日に改めたこと。

3 施行期日

令和6年4月1日